



公益 滋賀労働基準協会
社団法人

520-0806 滋賀県大津市打出浜13-15 笹川ビル4階

☎(077)522-1786 FAX (077)522-1453

✉info@shigarouki.or.jp URL https://shigarouki.or.jp

新開講『工作物石綿事前調査者講習』のご案内

「工作物」とは、建築物以外のものであって、土地、建築物又は工作物に設置されているもの又は設置されていたものの全てをいい、煙突、サイロ、鉄骨架構、上下水道管等の地下埋設物、化学プラント等、建築物内に設置のボイラー、非常用発電設備、エレベーター（建築物内に設置されたエレベーターは、かご等は工作物ですが、昇降路の壁面は建築物に該当）、エスカレーター等又は製造若しくは発電等に関連する反応槽、貯蔵設備、発電設備、焼却設備等及びこれらの間を接続する配管等の設備等があります。

令和8年1月以降に工作物の解体・改修作業を行うときは、資格者による「事前調査」が必要になります。対象工作物に対し事前調査を実施することができる者は、「工作物石綿事前調査者」の資格を有する者となっており、この資格を取得するには、「工作物石綿事前調査者講習」を受講し、修了する必要があります。

当協会では、建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程（平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号）に基づき、都道府県労働局に登録された登録講習機関（滋石第3号）として8月新開講します。ぜひこの機会に受講されますよう、ご案内申し上げます。

*** 下記の講習科目(全11時間)のうち、法令に基づき3時間の講習科目が免除に ***

当協会で開催する講習は、「工作物石綿事前調査者講習」の受講資格(※)を有し、さらに「建築物石綿含有建材調査者(特定または一般)」の修了者、または有効期限内(その受講開始日の属する年度の末日から起算して2年を経過するまで)の「受講証明書」をお持ちの方限定コースです。

(※)別紙をご確認ください。

注意!



◆講習内容

講習科目	講習時間
※①～③の計3時間は、法令に基づき『免除』となります	
①工作物石綿事前調査報告書の作成 調査票の記入、調査報告書の作成、所有者等への報告その他の工作物石綿事前調査報告書に関する事項	1時間
②工作物石綿事前調査に関わる基礎知識1 労働安全衛生法その他関係法令、工作物と石綿、石綿関連疾患及び石綿濃度と健康リスクに係る工作物石綿事前調査の基礎知識に関する事項	1時間
③工作物石綿事前調査に関わる基礎知識2 大気汚染防止法、建築基準法その他関係法令、リスク・コミュニケーションその他の工作物石綿事前調査全般にわたる基礎知識に関する事項	1時間
石綿使用に係る工作物図面調査 工作物一般、工作物と防火材料、石綿含有建材、工作物の図面その他の工作物石綿事前調査を行う際に必要となる情報収集に関する事項	4時間
現場調査の実際と留意点 調査計画、事前準備、現地調査、試料採取、現地調査の記録方法、工作物で使用する材料中の石綿分析その他の現地調査に関する事項	4時間
修了考査(筆記試験/マークシート方式 30問) ※合格者には後日の交付日に「修了証明書」を郵送します。	1時間

◆開講日 令和7年 8月4日(月) 午前8時25分～午後6時50分

◆会場 滋賀労働基準協会 研修室 (大津市打出浜13-15 笹川ビル4階)
(JR膳所駅より徒歩15分、京阪石塚駅より徒歩5分)
※受講者用駐車場はありませんので、公共交通機関を各自負担でご利用ください。

◆定員 76名(定員になり次第締め切ります)

◆受講資格 当講習を受講するには、「石綿作業主任者技能講習の修了」や「学歴に応じた工作物に関する実務経験年数」などの『受講資格』が必要です。
別紙の「工作物石綿事前調査者講習 受講資格及び受講資格を証明する書類の例(参考)」のいずれかの条件を満たしていることを必ずご確認ください。

◆受講料 **33,880円**(消費税、テキスト代 5,280円を含む)

7月25日(金)までに 受講料(テキスト代含む)を下記①～③のいずれかの方法でご入金ください。

①滋賀労働基準協会 事務所(大津市打出浜)まで持参する (領収書を発行します)

②現金書留で郵送する (領収書を郵送します)

③銀行振込 **【振込先】 滋賀銀行 膳所駅前支店 普通預金 045749 (社)滋賀労働基準協会**

(振込手数料各自負担) 振込の場合は、金融機関等発行の振込証の控をもって領収書に代えさせていただきます

* 領収書の発行を希望する場合は「領収書発行依頼書」に記入してご申請ください *

◆申込方法 『受講申込書※ホームページからダウンロード可/受講資格証明欄あり』に受講資格を証明する添付書類と、石綿含有建材調査者の「修了証明書」のコピー、または「受講証明書」のコピーも添付して、受付開始日の**6月2日(月)**以降に届くよう郵送または窓口持参でご提出ください。
(FAX での申込はできません)

※6月2日以前に受講申込書が到着した場合は、初日到着分としては受理できません。

受付完了後、受講票を FAX で送信します。(FAX 受信不可の場合は郵送にて)

講習日当日に受付まで必ずご持参ください。

(注1) 受講申込書の記入事項や添付書類に不備や不足がある場合は、追加の書類等の提出をお願いすることがあります。受講資格が確認できない場合は受講をお断りします。

(注2) 申込書の記入事項に虚偽の事実が判明した場合、講習終了後でもその資格は取消となり発行済みの修了証明書や受講証明書は無効となります。

◆申し込みの取消・受講者の変更

◎受講をキャンセル(取消) する場合は、**開講 1 週間前【7月28日(月)】**までに

下記の方法でご連絡ください。※電話での受講キャンセル(取消)・日程変更の受付はできません。

①「各種講習会(入金・取消・変更)連絡書」を FAX 送信する。

※ホームページで専用連絡書のダウンロードできます。印刷してご利用ください *

②ホームページの「コース変更・取消連絡フォーム」より、メールで送信する。

※開講 1 週間前を過ぎた場合、連絡の有無に関わらずキャンセル・日程変更はできません。

◎受講者変更(代替者)は、開講の**前営業日の午後4時まで**受付します。

まずはお電話にてご連絡をお願いします。「各種講習会(入金・取消・変更)連絡書(ホームページよりダウンロード可)」と、代替者の受講申込書、受講資格を証明する添付書類を用意して、協会までご提出ください。(電話のみでの受付はできません)

工作物石綿事前調査者講習 受講資格及び受講資格を証明する書類の例 (参考)

公益社団法人滋賀労働基準協会

区分	受講資格	受講資格を証明する書類の例 ※申込書提出時に添付が必要です	事業者証明 (受講資格にかかる業務の従事年数の証明) ※申込書に記入が必要
①	労働安全衛生法別表第18第23号に掲げる 石綿作業主任者技能講習を修了した者	石綿作業主任者技能講習修了証の写し	不 要
②	学校教育法による大学(短期大学を除く。)において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、 工作物に関して2年以上の実務の経験を有する者	大学の工学科の卒業証明書(原本)又は卒業証書(学位記)の写し	受講申込書の「受講資格事業者証明欄」に事業場による「工作物に関する実務経験年数の証明」が必要です
③	学校教育法による短期大学(修業年限が3年であるもの限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。)において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。④において同じ。)、 工作物に関して3年以上の実務の経験を有する者	修業年限3年の短期大学の工学科の卒業証明書(原本)又は卒業証書(学位記)の写し	
④	学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、 工作物に関して4年以上の実務の経験を有する者 (③に該当する者を除く。)	短期大学、専門職大学、または高等専門学校の工学科の卒業証明書(原本)又は卒業証書(学位記)の写し	
⑤	学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、 工作物に関して7年以上の実務の経験を有する者	高等学校の工学科の卒業証明書(原本)又は卒業証書(学位記)の写し	
⑥	工作物に関して11年以上の実務の経験を有する者	不 要	
⑦	労働安全衛生法等の一部を改正する法律(平成17年法律第108号)による改正前の労働安全衛生法別表第18第22号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で、 工作物石綿事前調査に関して5年以上の実務の経験を有する者	平成17年の改正前の特定化学物質作業主任者技能講習の修了証の写し	
⑧	建築行政に関して2年以上の実務の経験を有する者	建築行政部署の辞令の写し等	左記の書類等が添付できない場合は、行政官庁による該当業務の従事年数の証明が必要です。
⑨	環境行政(石綿の飛散の防止に関するものに限る。)に関して2年以上の実務の経験を有する者	石綿飛散防止にかかる担当部署の辞令の写し等	
⑩	労働安全衛生法第93条第1項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者	産業安全・労働衛生専門官の証票の写し又は辞令の写し等	
⑪	労働基準監督官として2年以上その職務に従事した経験を有する者	労働基準監督官の辞令の写し等	
「工作物に関する実務経験」とは、工作物の研究、設計、製作または据え付け等の業務の経験をいい、これらには工作物の解体工事の実務に関する経験が含まれます。			

工作物石綿事前調査者講習 受講申込書

ご確認のうえ、必ず☑をお願いします。
※該当しない場合はお申込みできません。

<写真添付欄>

※笑顔の写真は
使用できません

<証明写真条件>
履歴書サイズ(47×33cm)
正面、無帽、無背景、上三分身
6ヶ月以内の撮影
裏面氏名明記
写真用光沢紙使用のこと

- 受講資格①～⑪の何れかに該当する⇒
下記受講資格「事業者証明欄」に記入・捺印し**証明書類を添付**して提出する。
- 建築物石綿含有建材調査者(特定/一般)の修了者である⇒**修了証明書の写しを添付**する。
- 建築物石綿含有建材調査者(特定/一般)の有効期限内の「受講証明書」を持っている⇒**受講証明書の写しを添付**する。

受講月日	令和	年	月	日
------	----	---	---	---

【注意】当講習は『工作物石綿事前調査者講習』の**受講資格**を有し、かつ「建築物石綿含有建材調査者(特定/一般)」の**修了証明書**、または有効期限内の**受講証明書**(受講した年度の末日から2年間有効)をお持ちの方を対象に開講します。
※法令に基づき**講習科目が3時間免除**されます。

◆上記の注意事項をご確認のうえ、もれなくご記入ください。 **※印は必須記入事項**(鉛筆使用不可)

※ふりがな		※現住所	※郵便番号は必ずご記入ください 〒		—
※受講者氏名	戸籍上の氏名を記入のこと(全角15文字・半角30文字まで)				
氏名に併記を希望する場合は☑を <input type="checkbox"/> 旧姓 <input type="checkbox"/> 通称	()	生年月日※	昭和 平成	年 月 日
(TEL)※ 受講者ご本人と 連絡が取れる番号			(FAX) FAX不可の方は FAXなしに☑	☐ FAXなし	

◆勤務先を通じて申込み場合は、下記に必ずご記入ください(受講票、修了証明書などの送付先となります) **※個人申込みの方は記入不要**

※勤務先名		※勤務先所在地	〒		—
※連絡先担当者 部署及び氏名 <small>※勤務先を通じて申込み 場合は必ずご記入ください</small>	部署名	氏名	<受講料>		
TEL			支払期限:開講10日前まで	①銀行振込 <input type="checkbox"/> 個人名 <input type="checkbox"/> 会社名 <input type="checkbox"/> その他	◆講習会当日のお支払いは できません。 ◆請求書発行は協会HPより ご依頼ください。
FAX			33,880 円	②現金書留	入金 予定
※受講票送付先			(税込み、テキスト代込み)	③窓口持参	月 日

◆受講資格により、各種証明の添付・下記「事業者証明」記載が必要です。 **※添付書類や事業者証明等に不備のあるものは受付できません。**

<受講資格> ①～⑪の受講資格の中から、該当する番号に**○印**を付けてください **※必須**

※詳細は、講習案内別紙に記載の「受講資格及び受講資格を証明する書類の例(参考)」をご確認ください **※以下「参考」と略記**

※資格①、⑦は技能講習修了証写し、②～⑤は卒業証書写し又は卒業証明書原本、⑦～⑩は「参考」に提示の書類を添付のこと。

- ① 石綿作業主任者技能講習を修了した者
- ② 学校教育法による大学(短期大学を除く)において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、工作物に関して2年以上の実務経験を有する者
- ③ 学校教育法による短期大学(修業年限が3年であるもの)に限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む)において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程(夜間において授業を行うものを除く)を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。④において同じ)、工作物に関して3年以上の実務の経験を有する者
- ④ 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む)又は高等専門学校において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、工作物に関して4年以上の実務の経験を有する者(③に該当する者を除く)
- ⑤ 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、工作物に関して7年以上の実務の経験を有する者
- ⑥ 工作物に関して11年以上の実務の経験を有する者
- ⑦ 労働安全衛生法等の一部を改正する法律(平成17年法律第108号)による改正前の労働安全衛生法別表第18第22号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で、工作物石綿事前調査に関して5年以上の実務の経験を有する者
- ⑧ 建築行政に関して2年以上の実務の経験を有する者
- ⑨ 環境行政(石綿の飛散の防止に関するものに限る)に関して2年以上の実務の経験を有する者
- ⑩ 労働安全衛生法第93条第1項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者
- ⑪ 労働基準監督官として2年以上その職務に従事した経験を有する者

受講資格②～⑤の場合は必ず記入してください		上記の該当する受講資格及び左記を証明します。 ※①、⑩以外は必須	
最終学歴 (大学院は除く)	修了 学部卒業	▶証明日	令和 年 月 日
受講資格②～⑨、⑪の場合は必ず記入してください		▶事業場名	印
当該業務 経験年数	年 月	▶職名 ▶氏名	

【郵送先】 〒520-0806 滋賀県大津市打出浜13-15 笹川ビル4F (公社)滋賀労働基準協会 TEL:077-522-1786	協会 確認 欄	<input type="checkbox"/> 窓口 <input type="checkbox"/> 郵送 <input type="checkbox"/> 領収	受講 番号
【振込口座】 滋賀銀行 膳所駅前支店 普通 045749 (社)滋賀労働基準協会 宛 ※振込手数料各自負担			